

○農林水産省告示第千四百五十号

獣医療法施行規則（平成四年農林水産省令第四十四号）第二十四条第一項第二号の規定に基づき、同号の農林水産大臣の指定する者を次のように定め、公布の日から施行する。

令和六年七月二十四日

農林水産大臣 坂本 哲志

獣医療法施行規則第二十四条第一項第二号の農林水産大臣の指定する者は、公益社団法人日本獣医師会認定・専門獣医師協議会とする。